

申請に対する処分

処分名	進学，修学のための奨学資金の返還免除（教育奨学生）
根拠法令	奄美市ふるさと創生人材育成基金条例第10条及び同施行規則第17条
所管課	教育委員会総務課

1 審査基準

申請を行うことができる者

教育奨学生であった者及び遺族，保証人，連帯保証人

申請の方法

ア 全額免除

本人，遺族，保証人（保護者）又は連帯保証人は奨学資金返還免除願（奄美市ふるさと創生人材育成基金条例施行規則第17条に規定）を提出する。

イ 一部免除

本人，遺族，保証人又は連帯保証人は奨学資金返還免除願に下記の書類を添付し提出する。

(ア) 家庭状況調書

(イ) 市町村長の発行する資産証明書

許認可等の要件

次の要件に該当した場合

ア 全額免除

(ア) 貸付を受けた者が公的な事故又は公共のため死亡した場合

(イ) 貸付を受けた者が公的な事故又は公共のため心身に著しい障害がある者となり，返還能力を失った場合

(ウ) その他市長が特に認めた場合

イ 一部免除

(ア) 貸付を受けた者がその他の理由で死亡した場合

(イ) 貸付を受けた者がその他の理由で心身に著しい障害がある者となり、返還能力を失った場合

(ウ) その他市長が特に認めた場合

2 標準処理時間

2 か月